

岩国市告示第 70 号

振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定したので、同条第 3 項の規定により告示し、次により閲覧に供する。

平成 23 年 4 月 1 日

岩国市長 福 田 良 彦

1 閲覧場所

岩国市環境部環境保全課 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

---

岩国市告示第 253 号

振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の一部を変更したので、同条第 3 項の規定により告示し、次により一般の閲覧に供する。

令和元年 12 月 20 日

岩国市長 福 田 良 彦

1 変更する区域

岩国市平田五丁目、保津町二丁目及び関戸の一部

2 閲覧場所

岩国市環境部環境保全課 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

3 施行期日

令和 2 年 1 月 1 日